

沖縄カトリック小学校「いじめ防止基本方針」(一部抜粋)

1. いじめの防止等のための対策の基本的な方向

(1) いじめ防止基本方針制定の意義

(学校いじめ防止基本方針)

第 13 条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(2) いじめの防止等対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童に関係する問題である。よって、いじめの防止等対策は以下の理念の下におこなうものとする。

- ① 全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにする。
- ② 全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにする。
- ③ いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、県、学校、地域住民、家庭その他関係者連携の下、いじめの問題を克服することを目指す。

2. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。《いじめ防止対策推進法(平成 25 年法律第 71 号)》

3. いじめ防止基本方針

- (1) いじめを許さない学校の雰囲気づくりを進め、児童一人一人を大切にする教職員の意識や日常的な態度を高める。
- (2) すべての教育活動を通して、児童相互のより良い人間関係づくりを推進する。
- (3) いじめは、どの児童にも起こりうる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。そのため、児童をいじめに向かわせないための未然防止に努める。
- (4) いじめの兆候や発生を見逃さず、迅速かつ組織的に対応することを教職員全員で共有する。
- (5) いじめが発生した場合は、全教職員が一致協力して対応にあたる。
- (6) いじめの対応は、学校、家庭、地域社会との連携を図り、一体となって取り組む。

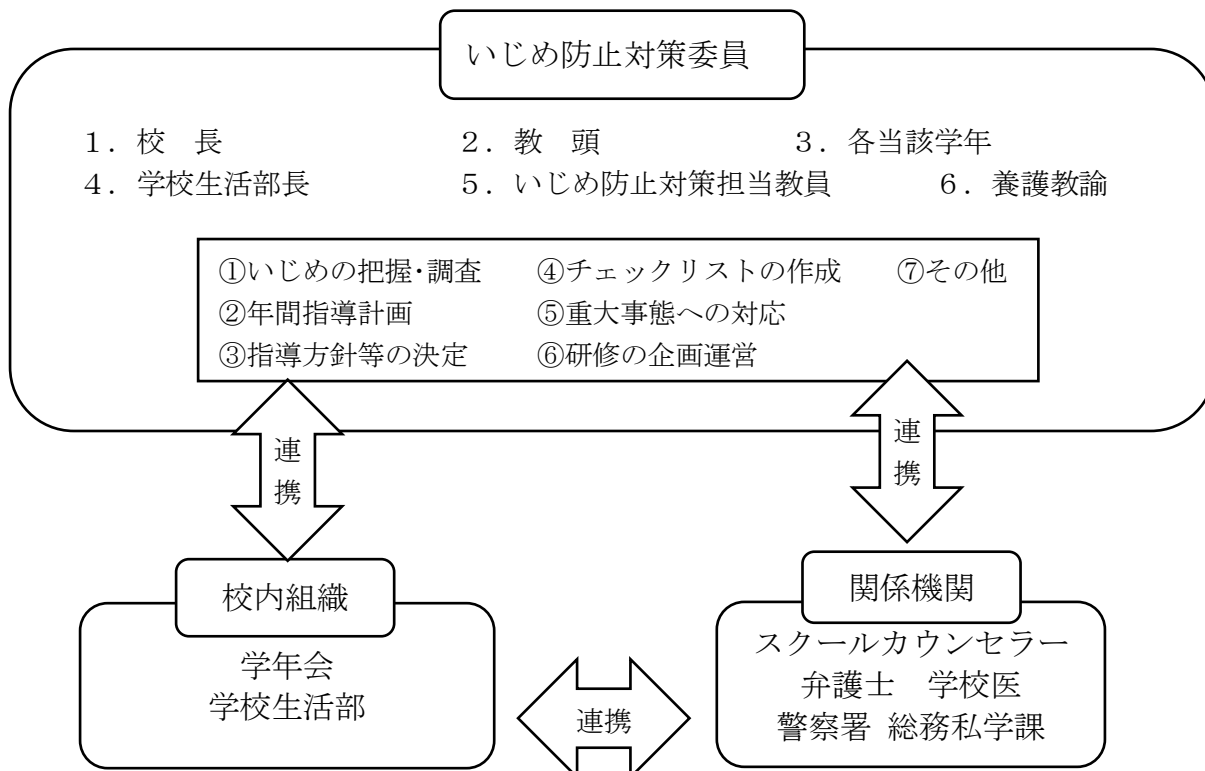
4. いじめのない学校づくり

- (1) 基本的人権を尊重し、命の尊さや個人の尊厳を重んじる人間を育成する。
- (2) 人権教育を充実させて、自分を大切にしていじめ・暴力のない学校をつくる。
- (3) 学校・保護者・地域社会と連携し、一体となっていじめの未然防止に努める。

5. いじめ問題に取り組む指導体制

いじめ防止対策委員会

- (1) 校内委員会：校長、教頭、各当該学級・学年、学校生活部長
いじめ防止対策担当教員 養護教諭 ※事案に応じて柔軟に編成する。
- (2) 外部委員会：弁護士、スクールカウンセラー、学校医等



6. 「いじめ防止」について

(1) 学級経営の充実（学級担任）

- 居心地の良い学級を作る。
- 児童への共感的態度により教師と児童の信頼関係を築く。
- 基本的な生活習慣を確立するための指導を行う。
- 学校や学級の決まりを守れる児童を育成する継続的な指導を行う。

(2) 授業中における指導の充実（教科担任）

- 「わかる授業」「魅力ある授業」を目指し児童の学習保障を行う。
- 「自己存在感」や「共感的人間関係」のある授業を行う。
- 授業時間の厳守と授業に対する姿勢を整えさせる。

(3) 宗教の授業や学校行事、児童会活動を通じた倫理観や道徳観の育成（特別活動）

- 児童達が主体となるように、学校行事の運営方法を工夫する。
- 奉仕部・クラブ部活動の活性化を図ることで、集団への帰属意識、相互の違いを認める精神を育てる。
- 性に関する講話、エイズ講話、人権講話、情報モラル講話を通し、人権についての意識を高める。

(4) 家庭や地域との連携強化

- いじめの実態や現状等について情報の発信や収集を行う。
- 学校便り等を通して、各家庭への情報発信を行う。

7. いじめの発見から解決まで

(1) 発見の具体的手立て

- ①アンケート（定期的）
- ②教職員の気づき（朝夕 SHR・休み時間・昼休み・放課後等）と情報交換・共有化
- ③面談（三者面談・個人面談等）
- ④家庭の気づき（日頃からの児童の様子について連絡できる体制づくり）
- ⑤相談窓口の複数化（担任・学年主任・保健室・いじめ防止対策担当教員等）
- ⑥児童自身による取り組み（ホームルーム活動・児童会・奉仕部・クラブ等）